

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例の制定について

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十二日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。

全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性ももたらす活力や創造性が重要となる。

加えて、いま千葉県は、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を生かせる舞台が整い、活力及び創造性を一層向上させる好機を迎えている。

私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくことを決意し、ここに千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- 一 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会
- 二 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会

三 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍している社会

四 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との連携)

第四条 県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第六条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

議案第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十二日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「三十万八千六百元」を「三十万九千二百円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百を」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百を」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五を」を「百分の六十」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二十二条の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第四条）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

41	217,800	260,200	288,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				

定年前任用
短時間勤務
職員及び
任期付職員
以外の職員

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900

議案第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200	
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600	
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000	
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300	
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500			
127		355,400	376,000			
128		355,800	376,500			
129		356,200	376,800			
130		356,600	377,300			
131		357,000	377,800			
132		357,400	378,300			
133		357,600	378,600			

定年 前再 任用 短勤 間勤 務職 員	134		358,100	379,100																
	135		358,500	379,500																
	136		358,800	379,900																
	137		359,100	380,200																
	138		359,500	380,700																
	139		360,000	381,200																
	140		360,500	381,700																
	141		360,800	382,000																
	142		361,300																	
	143		361,800																	
	144		362,300																	
	145		362,600																	

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第四条）

教育職給料表

1 教育職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級
職員の区分	職務の級 の給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1	1	233,100	290,700	335,600	410,200
2	2	235,400	293,300	338,500	412,500
3	3	237,600	295,700	341,500	414,600
4	4	239,600	298,000	344,500	416,700
5	5	241,700	300,300	347,400	418,600
6	6	243,400	302,600	349,800	421,000
7	7	245,100	304,700	352,300	423,200
8	8	246,900	306,900	354,700	425,500
9	9	249,000	309,200	357,200	427,200
10	10	251,300	311,600	359,800	429,700
11	11	253,600	314,000	362,400	431,900
12	12	255,600	316,400	365,200	434,100
13	13	257,700	318,700	367,800	435,500
14	14	260,100	320,700	369,500	437,700
15	15	262,400	322,700	371,700	439,900
16	16	264,700	324,400	373,900	442,200
17	17	266,600	326,400	375,600	444,300
18	18	269,400	328,200	377,600	446,600
19	19	272,200	330,000	379,600	448,800
20	20	274,900	331,700	381,400	451,100
21	21	277,600	333,100	383,200	453,100
22	22	280,200	335,500	384,700	455,400
23	23	282,700	337,600	385,900	457,800
24	24	285,100	339,800	387,100	460,100
25	25	287,500	341,600	388,200	462,100
26	26	290,000	343,500	389,900	464,200
27	27	292,400	345,600	391,600	466,300
28	28	294,900	347,700	393,300	468,400
29	29	297,300	349,600	395,000	470,400
30	30	299,600	351,500	396,600	472,700
31	31	301,800	353,300	398,000	474,900
32	32	304,000	355,000	399,300	476,800
33	33	306,200	356,900	400,900	478,700
34	34	308,400	358,500	402,500	480,800
35	35	310,900	360,000	404,000	483,000
36	36	313,100	361,400	405,700	485,000
37	37	315,400	362,800	406,800	487,100
38	38	316,700	364,800	408,300	489,100
39	39	318,300	366,700	409,800	491,000

40	319,700	368,400	411,000	492,900
41	321,100	370,100	411,900	494,900
42	321,500	371,900	413,500	496,800
43	321,900	373,500	415,000	498,500
44	322,300	374,900	416,600	500,400
45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100
47	324,200	379,800	420,800	505,900
48	325,000	381,300	422,300	507,700
49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300
54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,300	450,300	
79	348,900	415,600	451,000	
80	349,800	415,900	451,600	
81	350,700	416,200	452,400	
82	351,600	416,500	453,100	
83	352,500	416,700	453,400	
84	353,400	417,000	454,000	
85	354,000	417,200	454,400	
86	354,600	417,500	454,700	

定年
 前再
 任用
 短時
 間勤
 務職
 員以
 外の
 職員

87	355,200	417,800	455,000
88	355,800	418,100	455,300
89	356,300	418,300	455,600
90	356,700	418,600	
91	357,100	418,900	
92	357,500	419,200	
93	357,900	419,400	
94	358,300	419,700	
95	358,800	420,000	
96	359,200	420,300	
97	359,800	420,500	
98	360,300	420,800	
99	360,700	421,100	
100	361,200	421,300	
101	361,600	421,500	
102	362,100	421,800	
103	362,400	422,100	
104	362,800	422,300	
105	363,300	422,500	
106	363,700		
107	364,200		
108	364,700		
109	365,100		
110	365,600		
111	366,100		
112	366,500		
113	366,900		
114	367,300		
115	367,800		
116	368,200		
117	368,600		
118	369,000		
119	369,500		
120	369,900		
121	370,200		
122	370,600		
123	371,100		
124	371,400		
125	371,800		
126	372,300		
127	372,800		
128	373,200		
129	373,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 進 給料月額	基 進 給料月額	基 進 給料月額	基 進 給料月額
	円	円	円	円
	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	179,800	193,900	274,900	303,200	408,500
	2	181,300	196,000	277,200	305,800	410,000
	3	182,900	198,100	279,500	308,600	411,500
	4	184,400	200,300	281,600	311,000	412,900
	5	186,000	202,400	283,800	313,300	414,200
	6	188,000	204,500	286,000	315,400	415,600
	7	189,800	206,600	288,200	317,500	417,000
	8	191,700	208,700	290,300	319,600	418,400
	9	193,400	210,900	292,400	321,600	419,800
	10	195,600	213,300	294,700	323,800	421,200
	11	197,600	215,600	297,000	326,100	422,600
	12	199,600	217,800	299,100	328,400	423,900
	13	201,700	220,200	301,300	330,600	425,200
	14	203,800	221,900	303,100	332,400	426,600
	15	205,900	223,400	304,900	334,200	428,000
	16	208,000	224,900	306,600	335,900	429,400
	17	210,200	226,600	308,200	337,600	430,600
	18	212,400	227,900	310,400	339,600	431,900
	19	214,600	229,100	312,500	341,600	433,100
	20	216,400	230,400	314,800	343,600	434,400
	21	218,600	232,100	316,800	345,600	435,500
	22	220,200	233,800	319,000	347,200	436,700
	23	221,700	235,500	321,200	348,800	438,000
	24	223,200	237,100	323,500	350,300	439,300
	25	224,700	238,600	325,700	351,800	440,600
	26	225,700	240,600	327,900	353,600	441,800
	27	226,800	242,500	330,000	355,300	442,800
	28	228,000	244,400	332,000	357,000	443,900
	29	229,500	246,100	334,000	358,600	445,100
	30	231,000	248,500	335,400	360,200	445,900
	31	232,500	250,900	336,800	361,800	446,700
	32	234,000	253,300	338,400	363,300	447,600
	33	235,300	255,700	339,900	364,600	448,500
	34	236,900	258,100	341,900	366,100	449,000
	35	238,600	260,400	344,000	367,600	449,500
	36	240,000	262,600	345,800	369,300	450,000
	37	241,400	264,800	347,600	371,000	450,500
	38	242,800	267,000	349,300	372,500	451,000
	39	244,200	269,400	351,000	373,800	451,500
	40	245,600	271,500	352,600	375,200	452,000
	41	247,000	273,700	354,100	376,300	452,500
	42	248,400	276,000	355,800	377,700	453,000

43	249,800	278,200	357,400	379,100	453,500
44	251,200	280,300	359,000	380,600	454,000
45	252,700	282,300	360,700	382,000	454,500
46	254,100	284,500	362,400	383,600	455,000
47	255,400	286,600	363,700	385,100	455,500
48	256,700	288,500	365,100	386,600	456,000
49	257,700	290,500	366,300	387,900	456,500
50	259,100	292,200	367,800	389,400	
51	260,400	294,000	369,400	390,800	
52	261,700	295,700	370,900	392,100	
53	262,600	296,900	372,300	393,300	
54	264,100	298,900	373,800	394,600	
55	265,300	300,800	375,300	395,700	
56	266,600	302,800	376,700	396,800	
57	267,400	304,700	378,100	398,000	
58	268,600	306,800	379,500	399,200	
59	269,800	309,000	380,800	400,400	
60	270,900	311,200	382,100	401,600	
61	271,700	313,300	383,000	402,700	
62	272,400	315,600	384,200	403,700	
63	273,200	317,800	385,300	405,000	
64	274,000	319,900	386,400	406,200	
65	274,800	322,000	387,200	407,400	
66	276,100	323,500	388,300	408,500	
67	277,200	325,000	389,300	409,600	
68	278,300	326,500	390,300	410,700	
69	279,700	328,200	391,400	411,700	
70	281,100	330,200	392,400	412,900	
71	282,300	332,200	393,500	414,100	
72	283,500	334,100	394,600	415,300	
73	284,300	335,900	395,600	415,900	
74	285,300	337,900	396,700	416,700	
75	286,300	339,800	397,800	417,400	
76	287,300	341,700	398,800	417,900	
77	288,200	343,400	399,700	418,200	
78	289,300	345,200	400,600	418,600	
79	290,400	346,900	401,600	419,000	
80	291,200	348,600	402,600	419,400	
81	292,000	350,400	403,400	419,700	
82	292,900	352,100	404,200	420,100	
83	293,700	353,500	404,900	420,500	
84	294,400	355,100	405,700	420,800	
85	295,300	356,300	406,400	421,100	
86	296,200	357,900	407,200	421,500	
87	296,900	359,400	407,900	421,900	
88	297,700	360,900	408,600	422,200	

定年
 再任
 用短
 時間
 勤務
 職務
 及び
 任期
 付職
 員以
 外の
 職員

89	298,600	362,200	409,200	422,500
90	299,500	363,500	409,900	422,800
91	300,400	364,800	410,400	423,100
92	301,100	366,200	411,100	423,300
93	301,400	367,600	411,500	423,500
94	302,200	368,900	411,900	423,800
95	302,900	370,100	412,200	424,100
96	303,600	371,200	412,500	424,300
97	304,300	372,200	412,700	424,500
98	305,100	373,200	413,000	424,800
99	305,900	374,200	413,300	425,100
100	306,700	375,100	413,500	425,300
101	307,400	375,900	413,700	425,500
102	307,800	376,900	414,000	
103	308,200	377,800	414,300	
104	308,600	378,700	414,500	
105	308,800	379,500	414,700	
106	309,100	380,400	415,000	
107	309,400	381,300	415,300	
108	309,700	382,200	415,500	
109	309,900	383,000	415,700	
110	310,100	384,000		
111	310,400	384,900		
112	310,700	385,800		
113	310,900	386,400		
114	311,100	387,300		
115	311,300	388,200		
116	311,600	389,100		
117	311,900	389,900		
118	312,100	390,600		
119	312,400	391,400		
120	312,700	392,200		
121	312,900	392,800		
122	313,100	393,600		
123	313,300	394,300		
124	313,600	395,000		
125	313,900	395,600		
126	314,100	396,300		
127	314,300	396,800		
128	314,600	397,400		
129	314,800	398,100		
130	315,000	398,700		
131	315,300	399,200		
132	315,600	399,700		
133	315,800	400,000		
134	316,000	400,300		

135	316,300	400,600	322,800	407,500	393,100
136	316,800	401,200	272,100	299,100	325,500
137	317,300	402,100	228,500	274,900	406,600
138	317,800	402,400	322,000	226,600	286,200
139	318,300	403,000	321,600	274,900	393,100
140	318,800	403,500	321,000	274,900	393,100
141	319,300	404,100	320,800	274,900	393,100
142	319,800	404,500	320,600	274,900	393,100
143	320,300	405,100	320,000	274,900	393,100
144	320,800	405,500	319,800	274,900	393,100
145	321,300	406,100	319,300	274,900	393,100
146	321,800	406,500	321,000	274,900	393,100
147	322,300	407,100	320,800	274,900	393,100
148	322,800	407,500	321,600	274,900	393,100
149	322,300	407,100	321,000	274,900	393,100
150	322,800	407,500	320,800	274,900	393,100
151	323,300	408,100	320,600	274,900	393,100
152	323,800	408,500	320,000	274,900	393,100
153	324,300	409,100	321,600	274,900	393,100
154	324,800	409,500	321,000	274,900	393,100
155	325,300	410,100	320,800	274,900	393,100
156	325,800	410,500	320,000	274,900	393,100
157	326,300	411,100	321,600	274,900	393,100
158	326,800	411,500	321,000	274,900	393,100
159	327,300	412,100	320,800	274,900	393,100
160	327,800	412,500	320,000	274,900	393,100
161	328,300	413,100	321,600	274,900	393,100

- 備考
- この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 - この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額が、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 (第四条)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	162,500 円	210,100 円	291,600 円	338,900 円	391,500 円
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700	441,200	
75	269,600	321,700	390,300	441,700	
76	270,600	322,700	391,000	442,200	
77	271,600	323,800	391,700	442,700	
78	272,600	324,800	392,300	443,300	
79	273,600	325,700	392,900	443,800	
80	274,500	326,600	393,500	444,300	
81	275,500	327,500	394,100	444,800	
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		

定年
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

定年前再任用短時間勤務員		87	281,300	331,100	397,400		
		88	282,000	331,500	398,100		
		89	282,800	331,800	398,500		
		90	283,900	332,300			
		91	284,900	332,800			
		92	285,900	333,200			
		93	286,800	333,500			
		94	287,700	333,900			
		95	288,700	334,300			
		96	289,600	334,700			
		97	289,900	335,200			
		98	290,800	335,700			
		99	291,500	336,200			
		100	292,400	336,700			
		101	293,300	337,200			
		102	293,900	337,700			
		103	294,600	338,200			
		104	295,300	338,700			
		105	295,800	339,100			
		106	296,300	339,500			
		107	296,800	340,000			
		108	297,200	340,400			
		109	297,400	340,900			
		110	297,800				
		111	298,100				
		112	298,300				
		113	298,600				
		114	298,900				
		115	299,200				
		116	299,500				
		117	299,800				
		118	300,100				
		119	300,300				
		120	300,600				
		121	300,900				
			218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五(第四条)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
1		264,700	346,600	406,900	474,700
2		267,200	349,600	409,600	477,000
3		269,600	352,400	412,100	479,200
4		272,000	355,300	414,700	481,500
5		274,100	357,800	417,100	483,700
6		277,600	360,800	419,100	485,800
7		281,100	363,800	420,900	488,000
8		284,500	366,600	422,800	490,000
9		288,100	368,700	424,600	491,900
10		291,600	371,200	427,300	494,000
11		295,200	373,900	429,800	496,100
12		298,700	376,400	432,200	498,200
13		302,200	379,100	434,400	500,300
14		306,100	382,500	436,900	502,200
15		310,000	385,500	438,900	504,300
16		313,600	388,800	441,000	506,400
17		317,200	391,800	443,000	508,300
18		320,700	394,400	445,200	510,300
19		324,200	396,800	447,400	512,300
20		327,700	399,300	449,500	514,100
21		331,300	401,900	450,900	515,900
22		335,000	403,900	453,300	517,700
23		338,400	405,500	455,600	519,500
24		341,700	407,100	457,800	521,300
25		345,000	408,800	459,800	522,900
26		347,500	411,000	462,100	524,700
27		350,000	413,100	464,300	526,500
28		352,300	415,100	466,600	528,300
29		354,400	417,200	468,700	529,900
30		356,100	419,300	470,900	531,700
31		357,800	420,900	473,200	533,500
32		359,600	422,600	475,300	535,300
33		361,500	424,500	477,100	536,900
34		363,700	426,000	479,200	538,700
35		365,800	427,800	481,300	540,400
36		367,800	429,600	483,300	542,100
37		369,700	431,500	485,400	543,700
38		371,900	433,500	487,100	545,300
39		374,000	435,300	488,900	546,700

40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	

定年前任用短時間勤務員及び任期付職員以外の職員

定年前再任用短時間勤務職員	97	基準	481,800	539,200	
		給料月額 円	482,400	540,100	
	86	基準	482,800	541,000	
		給料月額 円	483,300	541,900	
	88	基準	483,800	542,700	
		給料月額 円	484,400		
	89	基準	485,000		
		給料月額 円	485,400		
	90	基準	485,900		
		給料月額 円	486,500		
	91	基準	487,100		
		給料月額 円	487,600		
	92	基準	488,100		
		給料月額 円			
	93	基準			
		給料月額 円			
	94	基準			
		給料月額 円			
	95	基準			
		給料月額 円			
	96	基準			
		給料月額 円			
任期付職員		基準	297,300	394,300	467,400
		給料月額 円	339,700		
備考		基準	288,100	361,800	431,700
		給料月額 円	318,800		

この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600	
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200	
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700	
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300	
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700	
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200	
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700	
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200	
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600	
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000	
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600	
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000	
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500	
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000	
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300	
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600	
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800	
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100	
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400	
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700	
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900	
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300	
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700	
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900	
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300	
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600	
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000	
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400	
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800	
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900	
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000	
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100	
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200	
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100	
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000	
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900	
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900	
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200		
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600		
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300		
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800		
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200		

43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			

定年前再任用 短時間勤務 職員	89		291,500	327,400	348,300				
	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300					
	99		293,900	330,600					
	100		294,200	330,900					
	101		294,500	331,100					
102		294,700	331,400						
103		294,900	331,800						
104		295,200	332,000						
105		295,500	332,200						
106			332,400						
107			332,800						
108			333,000						
109			333,200						
110			333,600						
111			334,000						
112			334,400						
113			334,600						
任付職員	給料月額 円								
	189,800	208,800	228,600	246,000	271,600	307,300	338,200	397,000	
任期付職員	給料月額 円								
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900	

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)		職員の区分						
職員の区分	職務の級	職員の区分						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額						
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100	
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700	
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400	
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000	
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200	
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400	
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700	
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000	
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900	
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000	
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200	
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400	
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300	
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300	
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400	
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400	
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400	
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600	
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800	
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900	
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800	
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700	
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500	
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400	
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100	
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700	
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400	
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000	
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300	
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600	
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200	
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700	
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400	
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000	
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400	
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800	
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900	
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200	
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500	
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900	
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900	
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600	

43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	435,100	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	435,400	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	435,700	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	436,100	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

定年
 再任
 用短
 時間
 勤務
 員及
 任期
 付職
 員以
 外の
 職員

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100			
119	296,400	327,500			
120	296,700	327,700			
121	297,000	327,900			
122	297,400	328,200			
123	297,700	328,500			
124	298,100	328,800			
125	298,300	329,000			
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			

定年前任用 短時間勤務 職員	136	301,700	332,400						
	137	301,900	332,700						
	138	302,200	333,100						
	139	302,600	333,500						
	140	302,900	333,900						
	141	303,100	334,200						
	142	303,500	334,600						
	143	303,900	334,900						
	144	304,200	335,300						
	145	304,400	335,600						
	146	304,600							
	147	304,900							
	148	305,300							
149	305,500								
150	305,700								
151	306,000								
152	306,300								
153	306,700								
154	306,900								
155	307,100								
156	307,400								
157	307,700								
任付職員		給料月額 円							
		195,000	225,800	246,500	262,000	281,400	310,200	338,800	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるところに適用する。

別表第六(第四条)

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
1	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600
2	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700
3	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800
4	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900
5	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500
6	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300
7	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100
8	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900
9	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500
10	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900
11	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200
12	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400
13	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800
14	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500
15	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100
16	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600
17	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100
18	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100
19	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800
20	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400
21	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900
22	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500
23	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300
24	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100
25	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600
26	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100
27	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700
28	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200
29	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200
30	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800
31	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300
32	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900
33	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400
34	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700
35	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900
36	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100
37	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100
38	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100
39	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000
40	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900

41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300
42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900
43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500
44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200
45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700
46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000
47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500
48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000
49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300
50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900
51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500
52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100
53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700
54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400
55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000
56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600
57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900
58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600
59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300
60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000
61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400
62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700
63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000
64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300
65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500
66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600
70			371,300	423,300	450,900
71			371,700	423,900	451,200
72			372,000	424,500	451,400
73			372,400	425,000	451,600
74			372,600	425,600	
75			373,000	426,100	
76			373,300	426,700	
77			373,600	427,200	
78			374,100	427,800	
79			374,600	428,500	
80			375,000	429,100	
81			375,400	429,400	
82			375,800	430,000	
83			376,300	430,600	
84			376,800	431,200	
85			377,200	431,600	
86			377,700	432,100	
87			378,100	432,800	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員及
び任
期付
職員
以外
の職
員

定年前任用 短時間勤務 職員	88			378,500	433,500	
	89			379,000	433,700	
	90			379,500		
	91			380,000		
	92			380,500		
	93			380,800		
	94			381,200		
	95			381,700		
	96			382,100		
	97			382,600		
98			382,900			
99			383,400			
100			383,800			
101			384,400			
定期 付職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		221,300	251,300	280,700	321,500	350,400
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		203,700	254,000	278,600	318,300	336,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七(第四条)

福 社 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000

41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	
55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	
56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	
57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	
58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	
59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	
60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	
61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	
62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100		
79	255,700	318,000	342,900	387,600		
80	256,300	318,600	343,300	388,200		
81	257,000	318,900	343,500	388,700		
82	257,500	319,200	343,800	389,100		
83	258,100	319,800	344,300	389,500		
84	258,700	320,100	344,700	389,900		
85	259,300	320,400	345,000	390,100		
86	260,100	320,700	345,300	390,300		
87	260,800	321,000	345,800	390,600		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
及
び任
期付
職員
以外
の職
員

88	261,500	321,300	346,200	390,900
89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400
91	263,600	322,400	347,300	391,700
92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		392,400
95	265,700	323,700		392,700
96	266,400	324,100		392,900
97	267,100	324,500		393,100
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			
133	279,600			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	134	279,900					
	135	280,300					
	136	280,600					
	137	280,800					
	138	281,100					
	139	281,400					
	140	281,700					
	141	281,900					
	142	282,100					
	143	282,300					
144	282,600						
145	283,000						
146	283,200						
147	283,500						
148	283,800						
149	284,100						
150	284,300						
151	284,600						
152	284,800						
153	285,100						
任期 付職 員	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	195,100	216,000	254,800	269,900	298,100	328,200	
備考	この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事						
	する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第二十条の四第一項中「在職する職員」の下に「(第二号会計年度任用職員にあつては、任期が六箇月以上の者その他の任命権者が定める者に限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第二十一条の二第二項中「、第二十条の四」を削る。

第二十二条の五第二項中「百分の百三十二・五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「、第二十二条の五第一項」を「第二十二条の五第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十二条の五第一項に規定する基準日という。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第二十二条の五第一項に規定する任命権者が定める日という。以下この条及び次条第一項において同じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(第一号会計年度任用職員の勤勉手当)

第二十二条の六 第一号会計年度任用職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員(任期が六箇月以上の者その他の任命権者が定める者(一週間当たりの勤務時間が任命権者が定める時間に満たない者を除く。))に限る。以下この項及び次項において同じ。)に対し、基準日以前六箇月以内の期間(任命権者が定める第一号会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める期間)における当該第一号会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員(任命権者が定める第一号会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 前項の規定による勤勉手当の額は、第二十二条の四第一項の規定により定められた報酬の額を基礎として任命権者が定める額(以下この項において「基礎額」という。)に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する第一号会計年度任用職員の勤勉手当の額の、その者に所属する第一号会計年度任用職員の総額は、当該第一号会計年度任用職員の基礎額に百分の百二・五を

乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、任命権者は、その者に所属する第一号会計年度任用職員が少数であることその他の特別の事情により、他の任命権者に所属する第一号会計年度任用職員との権衡を考慮し必要があると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

3 第一号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、第二十条の二及び第二十条の三の規定を準用する。この場合において、第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十二條の六第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第二十二條の六第一項に規定する任命権者が定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 前各項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第三条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条前段中「職員」の下に「（第二号会計年度任用職員にあつては、任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第十九条の二第二項及び第三項中「職員の」を「職員（第二号会計年度任用職員にあつては、局長が定める者を除く。）の」に改める。

第十九条の五第一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一号会計年度任用職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員（任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者（一週間当たりの勤務時間が局長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対してその者の作業又は勤務の成績に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職した第一号会計年度任用職員（局長が定める第一号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

第二十一条第一項中「、第五条の二及び第十二条」を「及び第五条の二」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第四条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「に規定する」を「又は第二十二条の六第一項に規定する」に、「を除く」を「にあつては、任命権者が定める者を除く」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第八条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第九条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十九条前段中「職員」の下に「(第二号会計年度任用職員にあっては、任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第二十四条第二項及び第三項中「職員の」を「職員(第二号会計年度任用職員にあっては、局長が定める者を除く。)」の「」に改める。

第二十四条の四第一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一号会計年度任用職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員(任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者(一週間当たりの勤務時間が局長が定める時間に満たない者を除く。))に限る。以下この項において同じ。)に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員(局長が定める第一号会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで、第六条、第八条及び第九条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第八条の三第一項第一号及び別表第一から別表第七までの改正規定に限る。)による改正後の給与条

例の規定、第五条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第七条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和五年四月一日から、第一条の規定（給与条例第八条の三第一項第一号及び別表第一から別表第七までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第五項において「改正後の条例」という。）の規定、第五条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第七条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和五年四月一日前の異動者の号給の調整）

3 令和五年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与条例、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第七条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第五条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第七条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第七条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和五年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当の額の特例）

5 給与条例第二十二条の五第一項に規定する第一号会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和五年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第二十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の百三十二・五」とあるのは、「百分の百二十七・五」とする。

（人事委員会への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

議案第十一号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十二日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百十五」を「百分の二百二十五」に改める。

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百二十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第十二号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十二日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第八十号）に基づくものの項第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料の目から政令第七条第十四号に掲げる施設に係る道路占用料の目までを次のように改める。

第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料					第一種電柱					第二種電柱				
					第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
					一本一年につき									
					千三百円	千円	八百五十円	七百七十円	七百五十円	二千円	千五百円	千三百円	千円	千円

第三種電話柱		第二種電話柱					第一種電話柱					第三種電柱				
第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	
一本一年	一本一年につき															
二千六百円	千円	千百円	千二百円	千四百円	千九百円	六百七十円	六百九十円	七百六十円	九百十円	千二百円	千五百円	千六百円	千七百円	二千百円	二千八百円	

変圧器 路上に設ける			線類 電線その他の 地下に設ける								
第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地			
一個一年につき	一個一年につき	一個一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	長さ一メートル一年につき	
七百四十円	八百九十円	千円	四円	四円	四円	五円	七円	六円			

電話所 もの及び公衆		変圧塔その他 これに類する		地下に設ける 変圧器								
第二級地	第一級地	第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地	第五級地	第四級地
一個一年につき	一個一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	一個一年につき	一個一年につき								
千八百円	二千四百円	四百円	四百十円	四百五十円	四百五十円	四百五十円	四百五十円	五百四十円	五百四十円	七百三十円	六百五十円	六百七十円

その他のもの																				
第五級地			第四級地			第三級地			第二級地			第一級地			第五級地					
占用面積	一平方	メートル	占用面積	一平方	メートル	占用面積	一平方	メートル	占用面積	一平方	メートル	占用面積	一平方	メートル	表示面積	一平方	メートル	占用面積	一平方	メートル
千三百円			千三百円			千五百円			千八百円			二千四百円			三百五十円					

										第三十二条第一項第二号に掲げる物件に係る道路占用料	
										外径が〇・〇メートル未満のもの	
										外径が〇・〇メートル以上〇・一メートル未満のもの	
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地	第一級地	
長さ一 き	長さ一 メートル 一年につ										
四十一円	四十五円	五十四円	七十三円	二十八円	二十九円	三十一円	三十八円	三十八円	五十一円	五十一円	

外径が〇・一 五メートル以 上〇・二メー トル未満のも の					外径が〇・一 メートル以上 〇・一五メー トル未満のも の										
第二級地		第一級地		第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地	
長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き	長さ一 メートル	き
百 円		百 四十 円		六 十 円		六 十二 円		六 十八 円		八 十一 円		百 円		四 十 円	

外径が〇・二メートル以上 〇・三メートル未満のもの									
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地
長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ	長さ一メートル 一年につ
百二十円	百二十円	百三十円	百六十円	二百十円	八十円	八十二円	九十一円	九十一円	九十一円

										第三十二條第一項第三号に掲げる施設に係る道路占用料															
										自運動行補助施設															
										第二條第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象とし設置する															
										地下に設けるもの															
第五級地			第四級地			第三級地			第二級地			第一級地			第五級地			第四級地			第三級地				
長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき	長さ	メートル	一年につき		
四			四			四			五			七			八	百	円	八	百	二十	円	九	百	十	円
円			円			円			円			円			円			円			円			円	

道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の種類					線のその他					線のその他				
					のものの					のものの				
第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地
一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	長さ一メートル一年につき									
千円	千円	千二百円	千四百円	千九百円	十三円	十三円	十五円	十八円	二十四円	十三円	十三円	十五円	十八円	二十四円

第三十二条第一項第四号に掲げる施設に係る道路占用料

第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	
					占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき
占用面積 一平方メートル 一年につき						
千三百円	千三百円	千五百円	千八百円	二千四百円	千三百円	

										第三十二条第 一項第五号に 掲げる施設に 係る道路占用 料
										地下街及び地 下室
										上空に設ける 通路
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	階数が三 以上のも の	階数が二 のもの	階数が一 のもの	階数が一 のもの	階数が一 のもの	階数が一 のもの	階数が一 のもの
占用面積 一平方 米	占用面積 一平方 メートル 一年につ き									
三百五十円	八百六十円	二千三百円	三千五百円	Aに○・○ ○七を乗じ て得た額	Aに○・○ ○六を乗じ て得た額	Aに○・○ ○四を乗じ て得た額	Aに○・○ ○四を乗じ て得た額	Aに○・○ ○四を乗じ て得た額	Aに○・○ ○四を乗じ て得た額	Aに○・○ ○四を乗じ て得た額

第三十二條第一項第六号に掲げる施設に係る道路占用料			祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			その他のもの																	
									第一級地			第二級地											
第二級地			第一級地			第三級地			第四級地			第五級地											
メートル	一平方	占用面積	き	一日につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	
		四十六円					七十一円					千三百円					千五百円						二千四百円

その他のもの																			
第四級地	第三級地				第二級地				第一級地	第五級地	第四級地				第三級地				
占用面積 き	一月につ	メートル	一平方	占用面積	き	一月につ	メートル	一平方	占用面積	き	一月につ	メートル	一平方	占用面積	き	一月につ	メートル	一平方	占用面積
七十円	百七十円				四百六十円				七百十円	三円	七円				十七円				

標識										
その 他の もの										
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第一級地	第一級地
一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	一本一年につき	表示面積 一平方メートル 一年につき						
千百円	千二百円	千四百円	千九百円	三百五十円	七百円	千七百円	四千六百円	七千円	七千円	七千円

を
除
く。
)

その
他の
もの

的
に
設
け
る
もの

第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第五級地	第四級地	第三級地	
その面積 き 一月につ メートル 一平方	その面積 き 一月につ メートル 一平方	その面積 き 一月につ メートル 一平方	その面積 き 一月につ メートル 一平方	その面積 き 一日につ メートル 一平方	その面積 き 一日につ メートル 一平方	その面積 き 一日につ メートル 一平方	き 一日につ
七十円	百七十円	四百六十円	七百十円	三 円	七 円	十七 円	

												道路占用料
		政令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同條第七号に掲げる施設に係る道路占用料										
第三級地		第二級地		第一級地		第五級地		第四級地		第三級地		
一月につき	一平方メートル	一月につき	一平方メートル	一月につき	一平方メートル	一月につき	一平方メートル	一月につき	一平方メートル	一月につき	一平方メートル	一月につき
占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積
百五十円	百五十円	百八十円	百八十円	二百四十円	二百四十円	三十五円	三十五円	七十円	七十円	七十円	七十円	七十円

政令第七條第九号に掲げる施設に係る道路占用料	建築物	その他のもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		上空に設けるもの	
			階数が二のもの	階数が一のもの		
第一級地			階数が三以上のもの			
占用面積 一平方メートル 一年につき						
Aに○・○ 一を乗じて 得た額	Aに○・○ 二五を乗じて 得た額	Aに○・○ 〇七を乗じて 得た額	Aに○・○ 〇六を乗じて 得た額	Aに○・○ 〇四を乗じて 得た額	Aに○・○ 一七を乗じて 得た額	得た額

その他のもの																						
第三級地			第二級地			第一級地			第五級地			第四級地			第三級地			第二級地				
メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積	き	一年につ	メートル	一平方	占用面積
て得た額	一を乗じ	Aに〇・〇			て得た額	〇九を乗じ	Aに〇・〇			て得た額	〇七を乗じ	Aに〇・〇			て得た額	一九を乗じ	Aに〇・〇			て得た額	一五を乗じ	Aに〇・〇

			政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場に係る道路占用料											
			その他のもの			建築物								
第三級地			第二級地			第一級地			第五級地			第四級地		
占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき	占用面積	一平方メートル	一年につき
Aに〇・〇	一を乗じて得た額		Aに〇・〇	〇九を乗じて得た額		Aに〇・〇	〇七を乗じて得た額		Aに〇・〇	一五を乗じて得た額		Aに〇・〇	一四を乗じて得た額	

				政令第七條第十三号に掲げる施設に係る道路占用料		政令第七條第十二号に掲げる器具に係る道路占用料			
		の 下に設けるもの の路面に限る。		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）		上空に設けるもの	
第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	第四級地	第三級地	第二級地	第一級地	その他のもの	上空に設けるもの
占用面積 き	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 き	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき
Aに〇・〇	一五を乗じて得た額	一二を乗じて得た額	Aに〇・〇	Aに〇・〇	一を乗じて得た額	二五を乗じて得た額	Aに〇・〇	三一を乗じて得た額	Aに〇・〇 二二を乗じて得た額

政令第七条第十四号に掲げる施設に係る道路占用料		上空に設けるもの	第五級地					
	その他のもの		占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	一九を乗じて得た額	一九を乗じて得た額
			占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	占用面積 一平方メートル 一年につき	Aに〇・〇 三一を乗じて得た額	Aに〇・〇 三一を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第十三号

千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年十一月二十二日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県立自然公園条例の一部を改正する条例

千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第七条」を「―第七条の二」に、「第六章 生態系維持回復事業（第二十五

条―第二十八条）」を「第六章 生態系維持回復事業（第二十五条―第二十八条）」

第六章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第二十

八条の二―第二十八条の六）」に改める。

第二条の二第一項中「おいて」の下に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第六条の見出し中「の決定」を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第七条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第七条の二 第十四条の二第一項に規定する協議会は第十四条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十八条の二第一項に規定する協議会は第二十八条の三第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合において、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。第八条第二項中「重要な」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
第八条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第八条の二 第十四条の二第一項に規定する協議会は、知事に対し、第十四条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第十一条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）が地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十四条の次に次の五条を加える。

(利用拠点の質の向上のための協議会)

第十四条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十三条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- 三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

- 四 その他当該市町村が必要と認める者
- 3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。
(利用拠点整備改善計画の認定)
第十四条の三 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
- 2 利用拠点整備改善計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - 二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - 三 利用拠点整備改善計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

- 五 第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項
- 六 第九条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- 七 計画期間
- 八 その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 公園計画に照らして適切なものであること。
 - 二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
 - 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができると認めるときは、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
- 6 知事は、第四項の認定を受けたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。
- （認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）
- 第十四条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十四条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
（認定の取消し）
- 第十四条の五 知事は、第十四条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が

同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第十四条の六 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十四条の三第四項の認定を受けたときは、当該認定に係る認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第九条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十五条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第十四条の三第四項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十七条第一項中「前条まで」を「第十四条まで及び前条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第六項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業（第二十八条の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十八条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第二十条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第二十四条第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌

を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第二十四条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(質の高い自然体験活動の促進のための協議会)

第二十八条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第十四条の二第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十八条の二第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第二十八条の二第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第二十八条の三 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - 二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
 - 三 自然体験活動促進計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
 - 五 計画期間
 - 六 その他規則で定める事項
- 3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 公園計画に照らして適切なものであること。
 - 二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
 - 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 五 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。
（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）
- 第二十八条の四 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第二十八条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
（認定の取消し）
- 第二十八条の五 知事は、第二十八条の三第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十八条の三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、そ

の認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第二十八条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十八条の第三項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第三十二条中「第十四条又は第二十一条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十四条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

- 二 第十九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をしたとき。

第三十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第九条第六項」を「第九条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者」(同条第三項の認可を受けた者に限る。)を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十四条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第三十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十五条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「者又は同条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の

次に次の一号を加える。

七 特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和五年十一月二十二日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介初診」という。）の目千葉県がんセンターの節を削り、同日千葉県子ども病院の節を次のように改める。

千葉県がんセンター	七千七百円
千葉県子ども病院	

別表診療料の項千葉県子ども病院における選定療養のうち再診（千葉県子ども病院が他の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介再診」という。）の目中「千葉県子ども病院に」を「千葉県がんセンター又は千葉県子ども病院に」に、「千葉県子ども病院が」を「それぞれの病院が」に改める。

附 則

この条例は、令和六年二月一日から施行する。